

## 省エネ家電買換え等促進補助金 Q&A

---

Q1 家電の買換え(新規購入)を原則としているが、撤去処分費用も補助対象となるのか。

(回答)

省エネ家電への「買換え」に係る購入費用のみを補助対象とし、既存家電の撤去・処分費用は対象外。

被災世帯についても生活再建支援の観点から「新規購入費用」のみを補助対象とし、この場合も撤去・処分費用は対象外。

Q2 事業開始である4月13日より前に購入した家電は補助対象とならないのか。

(回答)

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であるため、事業開始前の対象家電購入については補助対象外。

Q3 2製品(エアコンと電気冷蔵庫)を購入したが、補助額はどうか。

(回答)

補助金の交付は1世帯当たり1回限り1製品のみとしているためどちらか1台のみ対象になる。

ただし、照明器具の場合は、台数の制限は設けていないが、必ず既存の照明器具と同じ台数分の買換えのみ補助対象。

例：現在5か所に蛍光灯を設置している場合、その5か所を全て LED 照明に交換することは、補助対象となるが、もともと照明を設置していない場所に新たに LED 照明を追加設置することは補助対象外。

Q4 ガス炊飯器からジャー炊飯器への買換えは対象となるか。

(回答)

ガス炊飯器からジャー炊飯器への買換えは、補助対象となるが、ジャー炊飯器からガス炊飯器への買換えは補助対象外。

Q5 なぜ電気冷凍庫は、補助対象外なのか。

(回答)

冷凍庫のみの製品は、冷蔵庫と比べて必ず設置されている機器ではなく、普及状況にばらつきがあることから、補助対象外。

Q6 前回(令和5年度)申請した製品は、今回も申請可能なのか。

(回答)

前回補助を受けた製品を買い換える場合は、申請できない。

例：前回(令和5年度)リビングに設置しているエアコンを買換え、補助を受けた。今回、寝室に設置しているエアコンを買い換えたい。→申請可能

Q7 購入日は対象期間外だが、設置日は対象期間内だった場合、申請は可能か。

(回答)

事業開始前の対象家電の購入については、補助対象外。

Q8 被災世帯とあるが、被災証明書か何かが必要なのか

(回答)

被災証明書の写しを提出していただく必要がある。

Q9 申請書の様式について、前回(令和5年度)は写真や領収書、メーカー保証書等を添付する様式がなかったのですが、今年度は市の方で作成していただけないか。

(回答)

市ホームページに添付書類の参考様式を掲載する。ただ、使用は任意であり、必ずしも掲載様式に貼付する必要はない。

Q10 家電リサイクル券が出ない家電は処分料がわかる書類を提出とあるが、領収書の中に、本体価格はいくら、処分料はいくら等の内訳を書いたもの1枚で提出してもいいのか。それとも本体価格のみの領収書1枚、家電の処分料のみの書類1枚、それぞれ書類を分けて提出したほうがいいのか。

(回答)

領収書の金額部分には、合計金額を記入していただき、下の内訳部分に、本体価格、処分料、消費税の金額をそれぞれ記載していただければ、提出書類は1枚で良い。

Q11 買換え前後の写真について、設置状況と品番等がわかるものがあるが、設置状況の写真と品番がわかるアップの写真をそれぞれ撮ったほうが良いのか。

(回答)

設置状況が分かる全体写真と、品番が確認できるアップ写真を、買換え前後でそれぞれ撮影していただく必要がある。

Q12 処分をスクラップ業者に依頼する場合(石油温水機器のボイラーは、排出禁止物になるため、粗大ごみ等に出せない)、処分料などの書類はなく、前回はトラックに積載した写真を処分した書類として提出し、問題はなかった。今回も同様の対応で良いか。

(回答)

補助対象製品の処分方法及び確認書類は以下のとおり。

①エアコン・電気冷蔵庫・テレビ

家電リサイクル法対象品目のため、家電リサイクル法に基づき処分すること。

【添付書類】

- 家電リサイクル券の写し

- 買換え前後の設置状況が確認できる写真

## ②照明器具・ジャー炊飯器・電子レンジ・石油温水機器

旧製品については、市の分別に従い、適正に処分すること。

### 【添付書類】

- 買換え前後の設置状況が確認できる写真  
※粗大ごみとして処分する場合、確認は設置状況写真で行うため、粗大ごみシールを貼付した写真の提出は不要である。  
※石油温水機器のボイラーについても、確認は設置状況写真で行うため、積載写真の提出は不要である。

Q13 どのくらいの予算があるのか。前回は、申請すれば必ず補助金がもらえた。

(回答)

前年度(令和5年度)は約 7,000 万円の予算を計上し、今年度は 6,600 万円の予算を計上している。

今年度どの程度の申請があるかは見通せない部分があるため、必ず補助金が交付できるとは限らない。

Q14 省エネ達成率が製品にとっては、令和7年度(2025年)基準のものや平成20年度(2008年)基準のものが混在している。今現在で省エネ型製品情報サイトに掲載されている達成率で100%以上と判断していいのか。4月以降に達成率が切り替わってしまったら、どうすればいいのか。

(回答)

省エネ型製品情報サイトに掲載されている達成率を基準として判断する。4月以降に達成率が変更となる場合は、申請時点で同サイトに掲載されている情報を基に確認する。

Q15 申請様式は、どこかに掲載する予定なのか。

(回答)

市ホームページに掲載するのでダウンロードするか、各庁舎窓口を用意しているので受取りに来ていただくことも可能。

Q16 市税等に未納がない証明書は、申請者自ら取ってもらうのか。

(回答)

業者が証明書を代わりに取る場合は、委任状が必要になってくる。

Q17 例えばリビングに設置しているエアコンを買い換えたあと、まだ使えるため、別の部屋に設置するのは大丈夫か。

(回答)

その場合、買換えではなく「増設」になるため、対象外。別の部屋への転用はできない。

Q18 先に申請してから購入でも良いか。

(回答)

申請時点で設置及び支払いを完了しておく必要があるため、購入前の申請はできない。

Q19 蛍光灯からLED照明への買換えは対象になるのか。

(回答)

蛍光灯は、製造・輸出入が禁止されるため、省エネ効果が大きい LED 照明への買換えは対象となる。

Q20 電気冷蔵庫は、製品によってそれぞれサイズが違うが、どこまでを対象としているか。

(例:米を入れるぐらいの小型冷蔵庫、家庭に設置する業務用の大型冷蔵庫)

(回答)

省エネ基準達成率が100%以上であることを示すグリーンマークが表示されているものであれば、対象となるため、サイズの大きさは制限していない。

Q21 2026年に実施される「みらいエコ住宅事業」と併用をしてもいいか。

(回答)

本補助金が他の補助金を利用している場合、対象外となるため、併用

はできない。